

熊本県内水面漁場管理委員会

第 3 6 0 回議事録

令和 6 年（2 0 2 4 年） 5 月 2 2 日開催

第360回熊本県内水面漁場管理委員会議事録

開催日時 令和6年（2024年）5月22日（水） 午前10時30分から

開催場所 熊本県庁行政棟本館 13階 展望会議室

出席者

（出席委員） 江藤 俊男、堀川 泰注、齊藤 力、神田 美希、南本 健成、
皆川 朋子、福井 春菜、松浦ゆかり

（欠席委員） 木下 優喜、小松野 太樹

（水産振興課） 課長補佐 石動谷 篤嗣、参事 永田 大生

（事務局） 事務局長 清田 季義、主幹 堀田 英一、参事 徳留 剛彦
技師 對馬 康史

審 議

1 開 会

2 議 事

議題

第1号議案 コイヘルペスウイルス病に係る委員会指示の要請について
（指示）

3 閉 会

事務局	定刻になりましたので、第３６０回熊本県内水面漁場管理委員会を開催いたします。 委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。本日の委員出席者数は会場に６名、リモート２名合計８名で過半数に達しておりますので、熊本県内水面漁場管理委員会規程第５条の規定に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。
事務局	議事に入ります前に配付資料の確認をさせていただきます。第３６０回熊本県内水面漁場管理委員会次第と書かれた資料を１部、漁業関係法令集を１部お配りしております。不足している資料はありませんか。よろしいでしょうか。 それでは江藤会長よりしくをお願いします。
議長	皆さまおはようございます。 お忙しい中、ご参加いただきありがとうございます。 令和６年度最初の委員会だと思いますが、どうか最後までよろしくをお願いします。
議長	ただ今から第３６０回熊本県内水面漁場管理委員会を開会いたします。 議事に入ります前に、熊本県内水面漁場管理委員会規程第１０条で定められております議事録署名につきましては、本日は皆川委員と南本委員にお願いいたします。 また、議事録作成後は、漁業法第１４５条第４項の規定により、熊本県のホームページに掲載し、公表することとします。それでは早速でございますが、議事に入りたいと思います。 なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力をお願いします。 第１号議案「コイヘルペスウイルス病に係る委員会指示の要請について」でございます。水産振興課から説明をお願いします。
水産振興課	水産振興課環境養殖班の永田です。第１号議案「コイヘルペスウイルス病に係る委員会指示の要請について」説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。まず、資料２ページの「コイヘルペスウイルス（ＫＨＶ）病について」をご覧ください。 コイヘルペスウイルス病とは、コイヘルペスウイルスがコイに感染することによって発症する病気です。感染する魚はマゴイとニシキゴイで、水を介して感染する強い感染力を持つため、ひと

議長	つの水系の上流で発生すると、次々と下流のコイに感染して大量死を起こします。主な感染経路としては、既発生水域（河川）で捕獲したウイルスを持ったコイを他の未発生水域（河川）へ移したことによる感染や、個人池間でのコイの移動による感染が挙げられます。感染した魚は、目立った外観症状は少ないですが、動きが緩慢になる、目が落ち窪み、鰓のびらん等が生じる場合があります。発症する水温について、16～28℃で発生し、特に23℃で死亡率が高く、死亡率は70～100%に達しますが、29℃以上や13℃以下では死亡しません。また、このウイルスは人に感染することではなく、仮に感染したコイを人が食べても、人体に影響はありません。 中段の2は、これまでの県内でのコイヘルペスウイルス病の発生状況になります。平成16年に県内で初めて確認されて以来、平成25年にかけて、天然水域、個人池、養殖場で合計46件確認されております。平成22年、24年、それから26年以降、現在に至るまでは、県内では確認されておられません。また、令和6年も、本日時点まで確認されておられません。 続きまして、3ページをご覧ください。 上段の3は、全国での発生状況です。全国での発生が初めて確認された平成15年以降の記載になりますが、16年に一度ピークがあります。その後は、緩やかに減少しており、令和5年は、発生都道府県数は現時点で未確定となっておりますが、養殖場2件、蓄養場と釣り堀は0件、個人池12件、天然水域0件、合計14件の発生がありました。 コイヘルペスウイルス病のまん延防止につきましては、2年前の令和4年（2022年）6月17日から委員会指示を発出していただいているところですが、間もなく指示の期間が終了すること、そしてこれから夏に向かって水温が上昇するため、コイヘルペスウイルス病が発生する可能性が高くなること、コイヘルペスウイルス病が発生すると大量死につながることから、まん延防止の観点から対応が必要と考えています。つきましては、県下全域の河川や湖沼等で採捕したコイを他の水域で放流することを禁止する委員会指示を引き続き発出していただきますようお願いいたします。 ただ今、水産振興課から第1号議案について説明がありましたので、委員の皆さんから御質問、御意見はございませんか。
----	--

神田委員	病気のコイが死亡した場合、ウイルスは他のコイにうつるのでしょうか。
水産振興課	死んだ場合でもウイルスを保菌している場合がありますので、他のコイにうつらない可能性は必ずしもゼロではありません。
齋藤委員	川でコイが死んでいた場合、そういうコイに対してウイルスで死んだのか、それともただ死んだのかというときに、死んだコイを見つけた場合、こういった対策をとるんですかね。
水産振興課	基本的に死んだコイが河川などで発見された場合は、市町村等を通じて県の地域振興局や水産研究センターに相談をしていたいですね、KHVの検査体制が確立されているのでPCR検査でまず水産研究センターの方でしっかりKHVかどうかの診断をさせていただきます。それを受けて、もし水研センターでKHVが陽性と出た場合には、それを国の研究機関に送って国の確定診断によってKHVかどうかの最終判断をさせていただきます。その後、マニュアルに沿って対応させていただくということです。
齋藤委員	たまに川で釣りをしているとコイが腐敗したような感じで死んでいるのを見るものですから、そういうコイを発見した場合には、市町村に出した方がいいのか、川にそのまま流していいものか気になったものですから。
水産振興課	程度にもよると思いますが、気になったのなら、すぐ連絡していただいた方がよいと思います。
齋藤委員	わかりました。
議長	他にございませんか。
委員	ありません。
議長	ありがとうございます。 それでは、事務局より委員会指示の案を説明してください。

事務局	委員会事務局です。引き続き、委員会指示案について御説明します。 コイヘルペスウイルス病につきましては、ただいま、水産振興課から説明のあったところですが、一昨年度と同様に、今年度も指示を発出したいと考えておりますので、事務局より委員会指示の案を提示します。その案につきましては資料４ページを御覧下さい。 読み上げます。 熊本県内水面漁場管理委員会指示第〇〇号 漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第１２０条第１項及び同法第１７１条第４項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の取扱いについて、次のとおり指示する。 令和６年（２０２４年）日付は公報登載日となります。 熊本県内水面漁場管理委員会会長 江藤俊男 １ 指示の内容 県内の公共の用に供する内水面及びこれと連接一体を成す内水面において、コイを持ち出し他の水域に放流してはならない。 ２ 指示の期間 令和６年（２０２４年）６月１７日から令和８年（２０２６年）６月１６日まで 文案は以上です。 この委員会指示案を御承認いただきましたら、委員会指示については、広く県民の方にも周知をする必要がございますので、県公報に登載するとともに、委員会指示の内容を県ホームページに掲載し周知する計画でございます。 以上で説明を終わります。
議長	ただ今、事務局より委員会指示の案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。
齋藤委員	ニシキゴイといったら、観賞魚だと思うんですけど、それを売っているところ、養殖してから売っているところに周知していただきたいんですが、買った人がそれを理解しとらんなら、売る人が理解していても全く意味がないと思うんですよ。だから売るときにそのあたりの理解度を上げ

	て売った方がいいかなと。そして、私前聞いたことがあるのが、家でコイを養ってって病気にかかり可哀そうだから川に返そうって川に流した人もいるもんですから、たぶんそういう発生例があると思うんですね。だから買う人にもその理由を説明できるように売るのが、せなんかなと。そのあたりの指導をしとった方がいいと思いますけど。
議長	事務局から何かありませんか。
議長	よろしいですか。基本的にですよ。売る方は河川に入れちゃいけないというのが基本じゃないんですか。
事務局	コイの養殖をされている方々は、自分のところで発生する可能性もありますので、ウイルスについては敏感な方々が多いです。ですので売る方ですね、養殖業者さんも買われる方には、KHVについてはお伝えして売っていただけるものと思っていますけど、しっかり周知徹底したいと思います。
議長	他に何かございませんか。
議長	それでは、他に無いようですので、第1号議案については、当委員会が指示を行うことでよろしいでしょうか。
委員	はい。
議長	ありがとうございます。
議長	それでは、第1号議案については、事務局の案のとおり委員会指示を発出します。
議長	本日、事務局が予定した議題等は以上ですが、皆さんから他に何かございませんか。
皆川委員	質問よろしいでしょうか。教えていただきたいのですが、13℃以下と29℃以上で死なないのは、どういう理由で死なないのかお分かりでしたら教えていただきたいです。

水産振興課	すみません。それについては再度調べてからご連絡してよろしいでしょうか。持ち帰って再度説明させていただきます。
皆川委員	わかりました。単に興味なので、理由があるかと思っただけです。ので分かりましたら教えてください。
議長	他にございませんか。
委員	はい。
議長	事務局からありませんか。
事務局	はい。
議長	これもちまして第３６０回熊本県内水面漁場管理委員会を閉会します。皆様お疲れ様でした。